最終更新日：2021年6月24日
株式会社雪国まいたけ
代表取締役社長 足利　厳
問合せ先：執行役員　経営企画本部長 兼 経営企画部長 兼 IR・広報部長 櫻井　威典 025-778-0111
証券コード：1375
http://www.maitake.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、「自分が口にしたくないものは作らない、出荷しない」という信念のもと、株主、顧客、従業員、取引先、地域社会などさまざまな利害関係者に対して、責任ある企業経営を実現することを目的とし、グローバル社会からの要請に対して、適時・的確な意思決定や行動メカニズムを構築し、経営の効率性・健全性を高めていくことが重要課題であると認識しております。
コーポレート・ガバナンスの充実及び実効性の向上により、迅速かつ適正な意思決定と業務執行の適正性を確保し、利害関係者からのさらなる信頼に応えることができると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各項目を実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－４．政策保有株式】
＜保有方針と保有合理性の検証について＞
政策保有株式については、営業上の取引関係の維持・強化、業務提携関係の維持・発展を通じて当社の中長期的な企業価値向上に資する等、保有する合理性があると認める場合に限り、十分な精査を踏まえて適切な数の株式を保有することとしております。
保有する政策投資株式については、今後、定期的に、取締役会にて保有の意義や経済合理性等を検証してまいります。その上で、合理性が認められない銘柄については適宜、当該企業との対話等を経て、縮減又は売却する方針としております。

＜議決権行使について＞
政策保有株式の議決権の行使については、適切なコーポレート・ガバナンス体制の強化や株主価値の向上に資するものか否か、また、当社への影響等の観点を踏まえ、総合的に賛否を判断し、適切に行使します。必要に応じて、提案の内容等について発行会社と対話していきます。

【原則１－７．関連当事者間の取引】
関連当事者間の取引については、関連当事者取引管理規程に基づき精査、運用を実施しております。実際の取引開始時には、株主共同の利益を害することやその懸念をもたれることのないよう、関連する役員を特別利害関係人として当該決議の定足数から除外したうえで、取締役会に付議し承認を得ております。なお、関連当事者間取引に関する期末日時点の調査を行い、当該結果を取締役会に報告し、取引内容の把握、監視を行っております。

【原則２－６．企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、年金資産の運用については方針を定め、各手続きは規約に基づいて実施されます。また運用については金融機関に委任しております。四半期ごとに金融機関から運用報告を受けているほか、各社ホームページより運用状況のモニタリングを実施しております。

【原則３－１．情報開示の充実】
１．経営理念等や経営戦略、経営計画
(1) 経営理念等
当社の社是・経営理念は以下のとおりであり、当社ホームページにて開示しております。
「社是」　良品で社会に貢献　生き甲斐のある職場
「経営理念」　国民生活の充実と食文化の繁栄に貢献する
株主、地域社会への貢献と役員、社員の豊かさを実現する
企業倫理を尊重する
(2) 経営戦略、経営計画
当社は、3か年の中期経営計画を当社ホームページにて開示しております。
http://www.maitake.co.jp/press/pdf/20200109.pdf

【補充原則４－１－１．取締役に対する委任の概要】
当社は、「取締役会規程」を定め、法令に準拠して取締役会で審議する内容を定めています。また、「執行役員規程」及び「職務権限規程」を定め、経営陣が執行できる範囲を明確に定めております。

【原則４－８．独立社外取締役の有効な活用】
当社の取締役7名のうち2名が独立社外取締役であり、経営の透明化、監督機能の強化を図っております。

【原則４－９．独立社外取締役の独立性判断基準】
独立社外役員の独立性については、会社法及び東京証券取引所の独立性基準に準じて判断しております。また、当社事業への理解を深める努力を怠らず、かつ、自らの知見に基づき企業価値の向上の観点から活発に助言するなど、取締役会に対し建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めております。

【補充原則４－11－１．取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】
当社の取締役会は、専門知識や経験等の背景が異なる取締役で構成するとともに、迅速な意思決定を行うため、員数の上限を15名としております。また、当社取締役会は、現在、各分野における専門能力・知識を有する社内取締役５名と、高度な知識と豊富な経験を有する社外取締役２名にて構成されており、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性について確保しております。

【補充原則４－11－３．取締役会評価の結果の概要】
取締役会全体の実効性に関する分析・評価のため、取締役会を構成する全ての取締役及び監査役に対しアンケート用紙を配布し無記名記入方式により、取締役会の構成、運営、議案、サポート体制、報酬等、取締役会の運営に関する自己評価を2021年４月に実施いたしました。

評価にあたっては、全取締役及び全監査役に対し、①取締役会の役割・機能、②取締役会の構成・規模、③取締役会の運営、④経営陣とのコミュニケーション、⑤監査機関との連携、⑥株主・投資家との関係について、自己評価を実施し、取締役会にて結果の報告がなされ、課題抽出及び問題点の共有、今後の対応について協議をいたしました。
結果としては、概ね肯定的な結果となり、取締役会は適切に運営されていることが確認され、取締役会の実効性は確保できていると評価いたしました。
一方、当該自己評価より、①中長期の経営戦略を検証・議論、②サクセッションプラン（後継者計画）の状況把握、③内部統制及び内部監査の状況把握、④社外取締役の会社理解の機会の拡充、⑤適正な社外取締役の人数及び比率の確保、⑥株主・投資家への情報発信及び建設的対話の促進については、さらなる改善が必要であると社内外の役員より意見がありました。抽出された課題については、審議時間の確保や審議対象の精査、業務執行から取締役会への説明機会の確保等の施策を実施し、改善に努めてまいります。

【補充原則４－14－２．取締役に対するトレーニングの方針】
当社は、取締役及び監査役がその役割・責務を適切に果たすために必要な事業活動に関する情報・知識の提供及び研修を必要に応じて実施します。
また、社外取締役・社外監査役に対しても経営陣幹部等との対話や生産現場への視察など、当社事業内容を理解する機会の提供を図っております。

【原則５－１．株主との建設的な対話に関する方針】
当社における株主との対話については、IR活動を所管する経営企画本部長が統括し、IR・広報部を中心に関係部署と適切に情報交換を行い連携し対応しております。また、経営企画本部長は、株主との対話にて把握した株主の意見等について担当取締役との共有の実施や取締役会への報告を行い、経営に反映することにより会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資することができるような体制を整えております。株主との対話にあたっては、当社「インサイダー取引防止規程」「フェア・ディスクロージャー・ルール対応マニュアル」に則り、インサイダー情報については、適切に管理いたします。
また、各種情報開示は、報道機関やホームページなどを通じ、遅滞なく必要な情報を発表することにより、株主との対話の充実に資するよう努めております。

２．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社神明ホールディングス	19,963,000	50.01
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,595,600	3.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,503,500	3.76
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY FOR STATE STREET BANK INTERNATIONAL GMBH, LUXEMBOURG BRANCH ON BEHALF OF ITS CLIENTS: CLIENT OMNI OM25	1,083,875	2.71
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	1,080,500	2.70
HSBC BANK PLC A/C M AND G (ACS)	1,058,639	2.65
BAIN CAPITAL SNOW HONG KONG LIMITED	531,200	1.33
宗教法人寶德稲荷大社	400,000	1.00
JPMBL RE NOMURA INTERNATIONAL PLC 1 COLL EQUITY	329,200	0.82
株式会社日本カストディ銀行（信託口５）	256,100	0.64

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	株式会社神明ホールディングス　（非上場）

補足説明 更新

上記外国人株式保有比率及び大株主の状況は、2021年３月31日現在の状況に基づく記載です。
2020年９月17日付で、当社普通株式の東京証券取引所市場第一部への新規上場に伴う株式売出し（以下「本件売出し」という。）に伴い、株式会社神明ホールディングスは、当社が指定する販売先（親引け先）として当社株式436,500株を取得し、当社株式の総議決権の過半数を保有することとなり、当社の親会社に該当することとなりました。
さらに、同日付で、本件売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのための当社普通株式の貸出しにより、Bain Capital Snow Hong Kong Limitedは、親会社に該当しないこととなりました。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	水産・農林業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主を含む関連当事者との取引を実施するに際しては、当社の関連当事者取引管理規程に則り、独立社外取締役も参加する取締役会での事前承認を前提としております。当該取締役会では、当社企業価値への貢献という観点から事業上の必要性並びに条件の妥当性について審議することとなっているため、少数株主保護を前提とした取引実施の是非を検討します。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

本書提出日現在において、当社の親会社である株式会社神明ホールディングスより1名の非常勤取締役が就任しております。
当社の経営においては、親会社からの事業上の制約はなく、当社取締役会にて当社独自の経営判断に基づき意思決定を行っており、一定の独立性は確保されていると判断しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
千林　紀子	他の会社の出身者											
辻田　淑乃	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
千林　紀子	○	―――	千林紀子氏は、食品業界での豊富な経験と、優れた経営視点より、多角的な視点から、当社の経営基盤の強化への助言を行うことができると判断し、社外取締役に選任しました。また、千林氏が代表取締役社長を務めるアサヒバイオサイクル株式会社と当社との間に人的、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反の恐れがないと判断し、独立役員に指定しました。

辻田　淑乃	○	―――	辻田淑乃氏は経理財務業務に精通し、国内外企業での豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験と見識を当社の経営に活かすことができると判断し、社外取締役に選任いたしました。また、辻田氏が代表取締役を務める株式会社ルリエと当社との間に人的、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反の恐れがないと判断し、独立役員に指定しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名･報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名･報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

2020年9月17日付で、取締役会及び代表取締役の諮問機関として、任意の指名･報酬委員会を設置しております。当該委員会では取締役会及び株主総会の決議事項である取締役候補者の選定プロセスや報酬額の決定方針等について審議･確認し、答申をしております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人、内部監査室とは次のように連携し情報共有を図っております。
〔会計監査人との連携〕
会計監査人とは定例的に意見交換を実施しており、会計監査人の監査計画、四半期レビュー、期末監査について、情報共有、協議を実施しております。また、定例の協議以外に、常勤監査役と会計監査人により、都度、主要課題等の意見交換を実施しています。
〔内部監査室との連携〕
内部監査室とは定例的に意見交換を実施しております。また、定例の協議以外にも緊密な連携を保っており、都度の情報共有がなされております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
建部　和仁	弁護士													
平田　冨峰	他の会社の出身者													
藤澤　鈴雄	税理士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　　上場会社の親会社の監査役
e　　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
建部　和仁	○	―――	建部和仁氏は、大蔵省（現財務省）における長年の業務経験及びルクセンブルク特命全権大使等海外での豊富な経験、弁護士としての法務に関する専門知識から、当社の監査体制の充実に寄与していただけると判断し、社外監査役に選任いたしました。また、当社との利害関係はなく、独立した立場から監査することが可能であり、一般株主と利益相反の恐れがないと判断し、独立役員に指定しました。
平田　冨峰	○	―――	平田冨峰氏は、警視庁における長年の業務経験よる幅広い知見から、当社の監査体制の充実に寄与していただけると判断し、社外監査役に選任いたしました。また、当社との利害関係はなく、独立した立場から監査することが可能であり、一般株主と利益相反の恐れがないと判断し、独立役員に指定しました。
藤澤　鈴雄	○	―――	藤澤鈴雄氏は、国税庁における長年の業務経験及び税理士として事務所を開設されており、高い専門知識から、当社の監査体制の充実に寄与していただけると判断し、社外監査役に選任いたしました。また、藤澤氏が代表を務める会計事務所とは取引はなく、独立した立場から監査することが可能であり、一般株主と利益相反の恐れがないと判断し、独立役員に指定しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、当社の取締役(社外取締役を除く。)への報酬は、月額の固定報酬に加え、賞与相当分として、当社の経営状況に応じた業績連動型報酬を支給しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

一部の社内関係者にインセンティブとしてのストックオプションが付与されております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役に対する報酬は、株主総会にて決議された総額 (年額300百万円以内※2020年3月31日開催の臨時株主総会にて決議) の範囲内において、取締役の役位や役割の大きさ、また全社業績や個人業績に応じて支給される「基本報酬」と、業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的とし当社の業績に連動した「業績連動報酬」にて構成しております。ただし、社外取締役に対する報酬は、その職務の性格から業績への連動を排除し、「基本報酬」のみとしております。
取締役の個別報酬の決定方針、決定に至るプロセスにつきましては、2020年9月17日付で、取締役会及び代表取締役の諮問機関として、任意の指名・報酬委員会を設置しており、当該委員会では取締役会及び株主総会の決議事項である取締役候補者の選定プロセスや報酬額の決定方針等について審議・確認し、答申をしております。
なお2021年3月17日開催の取締役会にて、取締役の報酬等の額の決定方針として以下を決議しております。

1. 報酬基本方針
当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう各事業年度の業績及び従業員給与水準等と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては役位、役割を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。
具体的には、取締役 (社外取締役を除く) の報酬は、固定報酬としての基本報酬と変動報酬としての業績連動報酬により構成し、社外取締役については、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針 (報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)
当社の取締役の基本報酬は、月例の金銭報酬とし、役位、役割、在任年数等に応じ、当社の業績、他社の報酬水準、当社従業員の給与水準、執行役員の報酬水準等を踏まえて総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬の内容及び額の算定方法の決定に関する方針 (報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)
取締役 (社外取締役を除く) に支払われる業績連動報酬は、各事業年度の業績向上に対する意識を高めるため、業績指標KPIを反映した金銭報酬とし、各事業年度の連結調整後EBITDA及び連結調整後当期利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として、毎年一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は、各事業年度の利益計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

4. 取締役 (社外取締役を除く) の種類別の報酬割合の決定に関する方針
種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェートが高まる構成とし、指名・報酬委員会に諮問する。取締役会は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。なお、取締役 (社外取締役を除く) の報酬等の種類ごとの比率の目安は、業績連動報酬の割合は代表取締役を40% (KPIを100%達成の場合、基本報酬:業績連動報酬＝6:4) とする。

なお、当社は、役員退職慰労金制度は採用しておりません。

【社外取締役 (社外監査役) のサポート体制】

社外取締役については、専任のスタッフは配属していませんが、社外取締役の職務執行が円滑に行えるよう、取締役会事務局を務める人事総務部スタッフ及び指名・報酬委員会事務局を務める経営企画部スタッフが、事前の資料配布や会議結果の送付等、取締役相互間の情報共有のための補助的業務を行っています。また、社外監査役については、専任の監査役会事務局を務める人事総務部スタッフにより、社外監査役の業務が円滑に推進できるよう補助的業務を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は監査役会設置会社を選択しており、取締役の員数は7名 (うち社外取締役2名) 、監査役の員数は4名 (うち社外監査役3名) であります。取締役会及び監査役により取締役の業務執行について監視・監督を行っており、取締役会による経営の監視機能の強化を図っております。また、取締役会の経営監督機能の明確化と業務執行機能の強化、経営の迅速化を確保するため、執行役員制度を導入しています。

・取締役会は毎月一回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、重要な業務執行の意思決定並びに業績の状況について報告を受け、対応策を協議するとともに各取締役の職務の執行状況を監督しております。社外取締役は、社外の視点による客観的な立場での経営監視機能を果たしております。

・監査役会は、原則毎月一回の定例の監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会が開催され、取締役会への出席の他、常勤監査役による経営執行会議や社内稟議の確認を通じて会社の状況を把握するとともに、重要な意思決定の過程と業務執行の状況の確認を行い、法令、定款及

び社内規程等の遵守状況及び想定されるリスクへの対応状況を監査し、執行側への提言を適宜行っております。社外監査役は、重要な経営情報の把握を通じて、社外の視点による客観的な立場での経営監視機能を果たしております。また、内部監査室、会計監査人と連携をとり、監査役監査の効率性・実効性を高めるように努めております。

・会計監査人は、PwCあらた有限責任監査法人を選任し、会社法に基づく監査並びに金融商品取引法に基づく監査を実施しております。同監査法人及び同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別の利害関係はありません。

・当社は、2020年9月17日付で取締役会の諮問機関として、任意の指名・報酬委員会を設置しております。当該委員会は、社内取締役1名、社外取締役2名で構成し、役員の指名に関する事項及び役員の報酬に関する事項の決定に関して、客観性と透明性を確保することとしております。経営監視機能を果たしております。

・当社は、財務報告の適正性の確保のための体制強化及びグループ統制環境の整備、強化を目的として、代表取締役社長を委員長とし、その他常勤取締役、常勤監査役及び執行役員で構成される内部統制委員会を設置し、原則四半期に1回開催しております。

・当社は、コンプライアンスに関わる事項の審議、対応の検証を行うため、代表取締役社長を委員長とし、その他常勤取締役、執行役員及びグループ会社社長で構成されるコンプライアンス委員会を設置し、原則年4回開催し、コンプライアンス経営の充実に努めております。

・当社は、リスク管理体制をいっそう充実させるため、2021年4月よりリスク管理委員会を新設し、全社リスク管理について運用・管理を行っております。リスク管理委員会は、代表取締役社長を委員長とし、その他常勤取締役、執行役員及びグループ会社社長で構成され、原則年2回開催いたします。
なお、常勤監査役は、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会にオブザーバーとして参加しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会の構成において、独立した立場の社外取締役を2名置くことで、経営の客観性と透明性を確保しております。
また、監査役会は、社外監査役が半数以上を占めており、独立した客観的な立場から経営者に対して意見を述べることができるよう、経営に対する監視・監督を強化しております。
さらに、執行役員制度の導入によって、取締役会の経営監督機能の明確化と業務執行機能の強化、経営の迅速化を確保しております。
このように会社から独立した立場の社外取締役の客観的・中立的な視点を当社の合理的な経営判断及び経営の透明性、健全性の確保に活かすとともに、会社から独立した立場の社外監査役を含む監査役により経営の監視・監督を行うことにより、ガバナンスの実効性の確保が図られると考え、現状のガバナンス体制を選択しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知の早期発送に努め、2021年3月期定時株主総会については法定期日前である定時株主総会開催日3週間前の発送を実施いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	一人でも多くの株主様にご出席いただけるよう他社の集中日を避け、2021年3月期定時株主総会は2021年6月23日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	定時株主総会より電磁的方法による議決権行使を導入いたしました。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知（要約）の英文での提供	2021年3月期の定時株主総会より招集通知(要約)の英文提供を実施しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、情報開示ポリシーを策定し、当社ホームページにて公表しております。 http://www.maitake.co.jp/ir/ir_infopolicy.php	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、証券会社からの紹介による個人投資家向けIRイベントとしてセミナーへの参加をする予定ですが、現在、コロナ禍の影響もあり、次回参加は、未定となっております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、本決算の発表時期に合わせ代表取締役による決算内容の説明並びに経営方針及び経営戦略の説明を行っております。なお、中間決算の際は、代表取締役による決算内容の説明会を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、必要に応じて海外投資家向けに証券会社主催のIRイベントに参加し、決算概要、経営戦略等について説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにて、IR資料を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR・広報部に担当者を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、ステークホルダーの立場を尊重し、企業としての社会的責任を果たすため、法令遵守に努め、行動規範としてコンプライアンスマニュアルを作成し、従業員への配布や教育を実施しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社の環境への取り組みを、当社ホームページにて開示しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「適時開示規程」及び「フェア・ディスクロージャー・ルール対応マニュアル」を定め、適時適切な情報開示を行っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)当社は、当社及びグループ各社の役員及び従業員が法令及び定款を遵守し、社会的信用の向上を図るため、「コンプライアンス規程」に基づき、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置して、コンプライアンス体制の整備、充実を図ります。さらに、コンプライアンスの実践のための行動指針や行動規範を示すコンプライアンスマニュアルを作成し、コンプライアンス意識の浸透と定着を図ります。また、内部通報制度として「コンプライアンス相談窓口」を設置し、法令違反やコンプライアンス上の問題の未然防止と早期発見を図ります。
(2)当社は、当社及びグループ各社の内部監査を行う部署として社長直轄の内部監査室を設置します。内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、当社及びグループ各社の業務遂行が法令、社内規程等に則って適正に運営されているかを監査し、その結果を社長及び監査役に報告するとともに、監査により判明した指摘事項や提言事項の改善状況についてフォローアップ監査を行います。
(3)当社は、「経理規程」その他の会計処理に関する諸規程に基づき、当社及びグループ各社の財務報告の信頼性の確保を図るとともに、会計監査人との連携を強固にするなど、財務報告に係る内部統制の充実に努めます。
(4)当社は、反社会的勢力による被害の防止と、反社会的勢力の社会全体からの排除のため、「反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力からの要求には応じない」、「反社会的勢力からの要求があったときは、民事及び刑事の両面から法的対応を行うものとし、当該要求の理由の如何にかかわらず、一切応じない」、「平常より、警察、弁護士等の外部専門機関との緊密な関係を構築する」等の基本方針を定め、「反社会的勢力との関係排除に関する規程」や「コンプライアンスマニュアル」に基づき社内管理体制を整備します。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、「文書管理規程」に基づき、取締役会、経営執行会議等の議事録や関連資料、稟議書、契約書、報告書等の文書を適切に保存、管理します。取締役及び監査役は、業務上の必要があるときは、いつでもこれらの文書を閲覧することができるものとします。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、当社及びグループ各社の事業を取り巻く様々なリスクに対してその予防策又は対応策を策定し、実行するため、「リスク管理規程」に基づき、リスクの回避又は低減を図ります。また、重大な危機の発生が判断される場合又は社長が必要と判断した場合は、社長を最高責任者とする「緊急対策本部」を設置し、緊急事態への迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大防止と危機の収束を図り、再発防止に向けた対策を定めます。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、中期経営計画を策定するとともに、年度ごとに基本方針と当該基本方針に基づく当社及びグループ各社の重点施策を定めるほか、年度事業予算を設定します。
さらに、社長、常勤の取締役及び執行役員で構成する経営執行会議を定期的に開催して重要事項について審議するほか、月ごとに計画の達成状況を確認の上、計画の必達に向けた施策を策定し、実行します。
各業務の執行につきましては、「業務分掌規程」、「職務権限規程」、「関係会社管理規程」等の規程に基づき、意思決定の迅速化と意思決定プロセスの明確化を図ります。

5．当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
(1)当社は、グループ各社における業務の適正な管理を図るため、「関係会社管理規程」に基づき、グループ各社から定期的に業績や業務執行状況の報告を受けます。また、グループ各社の管理を行う部署として経営企画部を設置し、グループ各社の適正な経営管理のための指導及び支援を行います。
(2)当社は、親会社に対し、業績や業務の執行状況、当社の重要事実を適時報告し、企業集団としての業務の適正確保に努めます。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役から求めがあったときは、その職務の補助をする者として適切な人材を選定します。また、当該使用人の取締役からの独立性と監査役の指示の実効性を確保するため、当該使用人の人事及び処遇については、監査役の意見を尊重し、対処します。

7．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
(1)取締役及び使用人は、職務の執行状況について取締役会その他の重要な会議を通じて監査役に報告するほか、当社又はグループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに監査役に報告します。また、監査役は、いつでも稟議書を閲覧することができるほか、必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができます。監査役に報告をした者は、その報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることはないものとします。
(2)内部監査室は、必要に応じ監査役との間で事業年度ごとの監査計画、監査実施計画、監査の実施及び監査結果について情報交換を行うほか、監査役から監査役監査のために必要な報告又は監査で得られた資料の閲覧を求められた場合は、これに協力します。

8．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役から職務の執行に必要な費用の支払い等を求められた場合は、これに応じるものとします。

9．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)監査役は、「取締役会規程」、「経営執行会議規程」等の規程に基づいて、取締役会、経営執行会議等の重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する重要書類を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができます。
(2)社長と監査役との間で定期的に会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見交換を行います。
(3)監査役から求めがあったときは、内部監査室及び会計監査人との間で会合を開催します。また、監査役は、必要に応じ、内部監査室に対して特定事項について調査を依頼することができるものとします。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、公共の信頼を維持し、業務の適切性・健全性を維持するために、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力や団体とは断固として対決し、一切の関係を持たない旨を行動規範として定め、反社会的勢力との関係を遮断・排除することとしております。当社における整備状況については、「反社会的勢力との関係排除に関する規程」を制定し、所管部署を人事総務部として、役員及び従業員から反社会的勢力でない旨の

確約を受けるとともに、当社を当事者とする契約を締結する場合は、契約書に反社会的勢力を排除するための条項を設けることとしております。
また、新規取引先については、新規取引先属性チェックマニュアルに基づき、人事総務部が新規取引先 属性チェック記録表に基づき、外部機関のデータベース（日経テレコン）、インターネット上の情報を利用して、反社会的勢力等の該当性の審査を行っております。既存の取引先については、取引金額の重要性が高い取引先については毎期継続して、その他の取引先については必要に応じて、反社会的勢力等の該当性について確認を行う運用となっております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

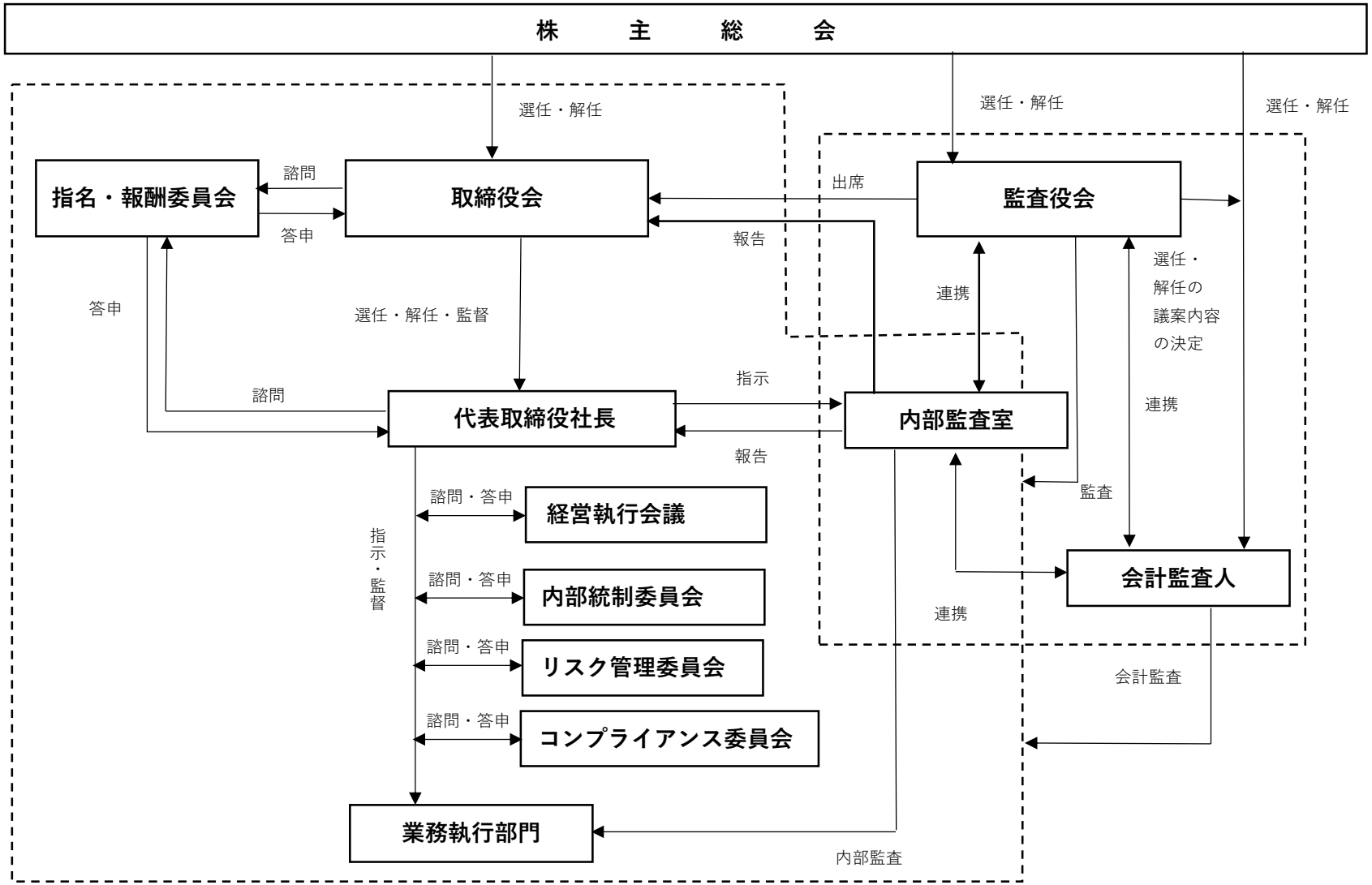
該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

コーポレート・ガバナンス体制



適示開示情報の開示フロー図

